

「Japan. Farm Stay」シンボルマーク利用許諾要領

26農振第2297号

平成27年4月9日制定

（趣旨）

第1 「Japan. Farm Stay」は、外国人旅行者の我が国の農山漁村地域における滞在が有意義なものとなるよう、これらの地域における宿泊や農作業体験等の場として重要な役割を担う農林漁業体験民宿の提供を通じて外国人旅行者の農山漁村への訪問・滞在を促進し、農山漁村地域の活性化を図ることを目的としています。

この要領は、農林水産省が著作権、利用権その他一切の権利を有する「Japan. Farm Stay」シンボルマーク（以下「マーク」という。）の利用許諾及び適正利用に関し、必要な事項を定めるものです。

（マークの目的）

第2

- （1）マークは、外国人旅行者の受入れに意欲を有する農林漁業体験民宿のブランド化を推進するためのものであり、マークの利用又は利用権の他人への譲渡を農林水産省に無断で行うことを禁止します。
- （2）マークは、個別の商品やサービスの品質を保証するものではありません。

（マークの図柄）

第3 マークのデザイン及び色は、別添の「シンボルマークデザインマニュアル」のとおりとします。

（利用許諾申請及び許諾）

第4

- （1）マークの利用許諾の申請ができる者は、農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律（平成6年法律第46号）第16条に基づく農林漁業体験民宿業者の登録を受けている者（以下「登録民宿業者」という。）又は農林漁業体験民宿業者の登録をマークの利用を許諾した日から1年以内に受ける予定の者（以下「登録予定民宿業者」という。）とします。
- （2）登録民宿業者又は登録予定民宿業者のうち、マークの利用を希望する者は、様式第1-1号及び第1-2号により、農林水産省農村振興局農村政策部都市農村交流課長（以下「都市農村交流課長」という。）宛てに利用許諾の申請を行ってください。（申請先については第12を参照）
- （3）都市農村交流課長は、申請内容を審査の上、本要領に適合すると認められる申請についてのみマークの利用を許諾し、様式第2号の「Japan. Farm Stay」シンボルマーク利用許諾証（以下「利用許諾証」という。）を

申請者に発行します。

- (4) 登録予定民宿業者は、利用許諾証に記載された期日までに農林漁業体験民宿の登録証の写しを都市農村交流課長宛てに提出してください。

(マークの表示条件)

第5

- (1) 第4の(3)により利用許諾を受けた者(以下「利用者」という。)は、申請の範囲内において、商品のパッケージ、ポスター、のぼり、チラシ、パンフレット、名刺又はWEBサイト等にマークを利用することができます。ただし、第4の(3)により利用許諾を受けた登録予定民宿業者は、利用許諾証に定められた期日までに登録民宿業者となっていない場合には、マークの利用を行うことはできないものとします。
- (2) マークは無償で利用することができます。ただし、マークのデザイン、色及び縦・横の比率等は利用者がみだりに改変することはできません。なお、モノクロを選択することは差し支えありません。
- (3) 農林水産省の名称は、使用できません。
- (4) マークの利用に当たって、必要に応じて条件を付けさせていただくことがあります。

(利用許諾申請の除外)

- 第6 関係省庁、地方公共団体が、マークの目的に沿った利用及び普及活動を行う場合又は報道関係機関が報道目的に利用する場合には、利用許諾申請の手続を省略することができます。

(利用の廃止)

- 第7 利用者がマークの利用を止めるときは、利用を廃止する5日前までに、様式第3号により、都市農村交流課長宛てに届出を行ってください。

(利用者の義務)

第8

- (1) 利用者は、関係法規及び本要領等を遵守するとともに、「Japan. Farm Stay」の趣旨に反した利用をしないよう細心の注意を払う義務を負うものとします。また、マークの信用又はイメージを損なうおそれのある一切の行為を行わない義務を負うものとします。
- (2) 利用者は、第三者がマークの著作権やその他の権利を侵害し、又は侵害しようとしている事実を発見した場合には、都市農村交流課長に通報する義務を負うものとします。
- (3) 利用者は、マークの利用に関係する第三者との係争、審判、訴訟等(以下「係争等」という。)に係る対応については都市農村交流課長と協議して決定するものとし、係争等に要した費用(合理的な弁護士費用及び訴訟費用等を含む。)は、利用者が負担するものとします。
- (4) 利用者は、マークの利用に関係して第三者に損害を与えた場合には、当該損

害について全責任を負うものとします。

- (5) 利用者は、都市農村交流課長から要請がある場合には、マークの利用実態の報告を行うものとします。

(マークの禁止事項)

第9 以下のような利用等は禁止します。

- (1) 募金活動と結び付けた利用
- (2) 企業・団体が提供する特定の商品やサービスの品質・安全性を担保又は証明するような利用又は保証をすると誤認させるような利用
- (3) 法令又は公序良俗に反すると認められる利用
- (4) その他「Japan. Farm Stay」の趣旨に反すると認められる利用

(マークの不適切な利用等に当たっての措置)

第10 利用者が、本要領、「Japan. Farm Stay」の趣旨、法令、公序良俗等に反する行為を行ったと都市農村交流課長が認めた場合には、必要に応じて次の措置を順次講ずることとします。

- (1) 警告
- (2) 利用許諾の取消し
- (3) 団体名の公表
- (4) 法的措置

(マークの利用期限)

第11 マークの利用期限は設けません。

ただし、都市農村交流課長は、特に必要と認める場合には、利用者に対し、期限を定めてマークの利用を終了すべき旨を指示することができるものとします。

(申請先及びお問い合わせ先)

第12 申請先及び問い合わせ先は以下のとおりです。

〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1

農林水産省農村振興局農村政策部都市農村交流課

TEL 03-3502-0030 FAX 03-3595-6340

(要領の改定)

第13 本要領は、事前の通知なく必要に応じて改定される場合があります。

(附則)

この要領は平成27年4月9日から施行します。